

地方独立行政法人山口県立病院機構役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の報酬月額に100分の100を乗じて得た額とする。なお、当該在職期間に1年に満たない期間がある場合にあつては、報酬月額に12分の1を乗じて得た額に当該1年に満たない月数を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 役員としての在職期間の計算については、任命の日から起算し、1月に満たない期間を生じたときは1月とする。

(再任の場合の取扱)

第4条 役員が任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職した者とみなし、退職手当は支給しない。退職の日の翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(退職手当の支給制限)

第5条 退職手当は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号に該当するものとして解任された役員には支給しない。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令により控除すべき額を当該退職手当額から控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱)

第7条 退職手当の返納等については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の特例)

第8条 役員が引き続き職員（職員退職手当規程第2条に規定する職員をいう。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が引き続き役員となった場合の在職期間には、当該在職期間に引き続き職員としての在職期間を含むものとする。

3 職員から引き続き役員となった者に対する退職手当の額は、第2条の規定に関わらず、前項の規定により算定した在職期間及び当該役員が、退職日に職員に復帰したものとした場合に得られる給料月額を基礎として職員退職手当規程を適用した場合に支給することとなる額に相当する額とする。

4 地方独立行政法人山口県立病院機構役員報酬規程第8条又は第9条の適用を受ける役員には、この規程による退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 第6条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第3条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程に定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。